

2022年10月26日

報道関係各位

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
東京建物株式会社

「(仮称)京島一丁目東地区防災街区整備事業」 事業化検討パートナー決定のお知らせ

独立行政法人都市再生機構（本社：神奈川県横浜市、理事長：中島正弘、以下「UR都市機構」）は、「(仮称)京島一丁目東地区防災街区整備事業」（以下「本事業」）に係る事業化検討に関し、東京建物株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長執行役員：野村均、以下「東京建物」）を、事業化検討パートナーとして選定し、「事業化検討の協力に関する協定書」を締結しましたのでお知らせいたします。

UR都市機構は墨田区の防災まちづくりを支援しており、京成押上線「京成曳舟」駅から徒歩4分に位置する約0.5haのエリアにおいて、京島一丁目東地区まちづくり協議会（以下「協議会」）を中心に、協議会の皆様や墨田区とともに、事業化に向けた検討を進めています。今後、UR都市機構と東京建物は、対象地区において協議会の皆様や墨田区と連携して防災街区整備事業を推進し、中高層マンションや道路整備等による密集市街地の防災性の向上を目指してまいります。

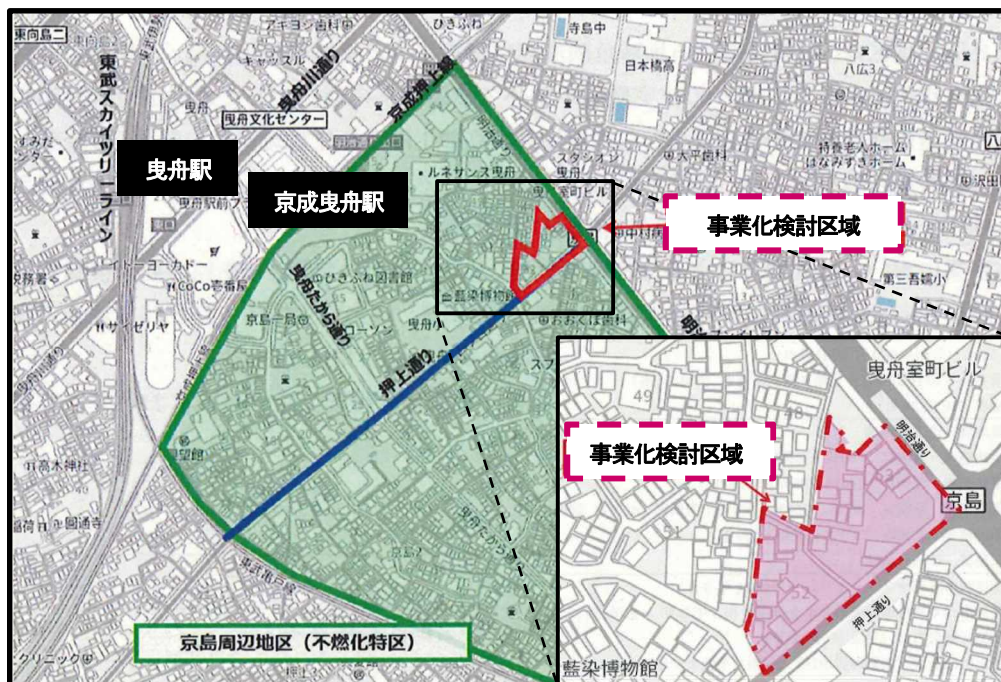
1 防災街区整備事業について

「防災街区整備事業」とは、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に定められた事業で、対象となる密集地区内の老朽化した建築物を除却し、新たに公共施設や防災機能を備えた建築物を整備することで防災性の高い住環境及び都市機能の向上を図るものです。

2 対象地区（京島一丁目東地区）について

(仮称)京島一丁目東地区は、東京都が定める不燃化特区の区域内にあり、墨田区もまた重点的に延焼遮断帯の形成に取り組むべき「重点不燃化促進区域」に位置づけています。さらに、住宅市街地総合整備事業（密集事業）の北部中央地区内にも位置し、老朽建築物の密集地域として住環境の改善が求められています。本事業は、これらの課題を解決するため、防災街区整備事業を活用し、延焼遮断帯の形成や密集市街地の改善など防災性向上を図ることを目的としています。

■対象地区位置図



3 事業概要（予定）

名 称：（仮称）京島一丁目東地区防災街区整備事業
所 在 地：東京都墨田区京島一丁目
交 通：京成押上線「京成曳舟」駅徒歩 4 分、東武スカイツリーライン「曳舟」駅徒歩 9 分
施行地区の面積：約 0.5ha

4 これまでの経緯

2017 年度 共同化を検討するため、まちづくり勉強会を開催
2020 年度 地元地権者による協議会を設立
2021 年度 UR都市機構による事業施行を想定して検討を進める方針を協議会が決定
2022 年度 UR都市機構が東京建物を事業化検討パートナーとして選定<9 月協定書締結>

<SDGs への貢献>

本リリースの取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）における下記目標に貢献しています。

- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 17 パートナーシップで目標達成しよう



以上